

令和8年度福岡県農林水産業振興審議会議事録

日時：令和8年7月17日（金）10:00～11:41

場所：福岡県農村整備センター 5階大会議室

（企画監）

ただ今から、令和8年度福岡県農林水産業振興審議会を始めさせていただきます。

ここで、本審議会の定足数についてご報告申し上げます。本日は委員17名のうち、13名の委員の皆様にご出席をいただいております。過半数のご出席により、定足数に達しておりますので、会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

<中略>

（企画監）

それでは、審議会規則第6条第2項により、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（会長）

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事に入る前に、本審議会の部会の開催状況についてご報告いたします。本審議会には「生産振興部会」と「地域振興部会」の2部会を設置しており、適宜、専門事項を審議することとしております。

私からは、令和8年1月28日に開催しました生産振興部会について、ご説明します。参考資料1の「福岡県農林水産業振興審議会 部会の開催状況」の「1 生産振興部会」をご覧ください。

本部会では、私を含む4人の委員が出席し、農林業総合試験場が実施する「畜産分野」の試験研究の推進目標、重点研究課題、現在実施している研究課題等について審議を行いました。その結果、すべての試験研究を継続すべきと判断し、総合評価Aといたしました。

なお、具体的な試験研究の内容やそれに対する各委員の評価結果につきましては、現在実施中の課題もございますので、説明を控えさせていただきます。

続きまして、地域振興部会については、地域振興部会長にご報告いただきたいと思います。部会長、ご説明をお願いいたします。

（委員）

地域振興部会については、昨年度2回開催しております。

1回目は令和7年11月19日に、私を含む6人の委員が出席し、「農業振興地域の整備に

関する法律」に基づく「福岡県農業振興地域整備基本方針」の変更案について審議を行いました。

主な変更内容は、県面積目標の基準年を令和元年から令和5年に、目標年を令和12年から令和17年に変更したこと、国の基本指針の変更を踏まえ令和17年における県の面積目標を設定したことです。部会委員による審議の結果、原案のとおり変更手続きを進めることで決定いたしました。

2回目は令和8年2月9日に、私を含む5人の委員が出席し、県が作成する「山村振興基本方針」の変更内容について審議を行いました。

本審議は、国の定める「山村振興法の一部を改正する法律」が施行され、目標規定や基本理念の整備、各分野における施策の拡充が図られたことに伴い、県の「山村振興基本方針」を変更するものです。部会委員による審議の結果、原案のとおり変更手続きを進めることで決定いたしました。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。まず、資料1「次期福岡県農林水産振興基本計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

<事務局から資料1を説明>

(会長)

ありがとうございました。

資料1「次期福岡県農林水産振興基本計画の策定について」に基づきまして、ご説明をいただきました。最後に今後のスケジュールについても言及いただいたところでございます。

それでは、早速でございますが、最後に出てまいりました「今後検討が必要な視点」を中心に、課題も踏まえまして、皆様方からご意見なりご質問なりをいただこうと思います。特段項目を指定しませんので、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。

(委員)

少し長いコメントになりますが、資料1の「6 今後検討が必要な視点」の柱立てと項目について、発言させていただきます。

柱立てですが、本審議会の設置根拠であり基本計画の策定根拠である「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」、これは現行基本計画の16ページにございますが、これの第2条に3つの基本理念が定められています。

第1号が「生産性の高い、持続可能な強い農林水産業の育成」。第2号が「食糧等の需要

変化に対応した県民の理解を進めること、農林水産業の振興に関する主体的かつ総合的な取組」。第3号が「農林水産業および農山漁村の多面的機能の維持と増進」。

第1号と第2号がいわゆる産業政策、第3号がいわゆる環境・地域政策に該当し、両者は車の両輪と理解しています。

このような基本理念に対応する形で、次期計画の柱立てを3本とすることが合理的と考えております。

まず「(1) 農林水産業の構造転換による生産力と収益力の強化」についてですが、国の食料・農業・農村基本計画が掲げる「今後5年間で農業の構造転換を集中的に押し進める」という方向性とも完全に合致していると考えております。ただし、構造転換の中身こそが重要であり、まさに条例の第2条第1号にもある「地域の特性に応じた施策の方向性と目標設定」がポイントになると考えています。

他産業においても、先ほどから説明がありました通り、労働力不足が顕在化しており、1人あたりの生産性や収益力の向上というのが喫緊の共通の課題と考えますが、土地利用型、施設園芸、果樹、畜産、林業、水産業など、分野によってかなり構造も大きく異なっているので、きめ細かい施策体系が期待されるところです。

例えば、企業参入。県内でもお茶の生産拡大などで成功事例が見られます。今後、その重要性は増すと考えますが、地域計画に基づき次世代の担い手の集約化が進みつつある地域で、一律に推進すれば逆効果になることもあり得ます。反対に担い手がおらず耕作放棄地の拡大が懸念される地域にこそ、重点的に参入を促すといったような、地域の事情に合わせた使い分けが重要で、設定する目標値が独り歩きしないように、品目や地域の特性に応じたメリハリのある施策設計が肝要だと思います。

また、現行計画の第3の柱に「農林水産業の次代を担う人材育成」が入っています。項目としてもここは重要だと思いますので、生産力・収益力の向上に欠かせない要素と考え、円滑な経営継承や第三者承継も含めて、さらにできれば農福連携の推進までも包含した施策というのが追加されるといいと思います。

「(2) 戦略的なマーケティングにより、販売・消費を拡大」についてですが、需要面からの産業政策に該当する分野と理解しています。歴史的な円安という外的な環境の下で、輸出の強化は重要かつ喫緊の課題だと強く思います。ただし、経済波及効果の観点からは、実は農林水産物というモノの輸出以上に、インバウンドによる食関連消費の拡大の効果が県内経済には大きいものと考えられます。両者を合わせて、海外からの「稼ぐ力」の強化として位置づけていただけないかと考えます。

また、「適正価格の理解醸成」。これが先ほどから部長や会長もおっしゃっているように、すごく重要なところです。「食料システム法」が目指す、合理的な費用を考慮した価格形成に不可欠な要素だと考えます。これに関連して、「食育基本法」が20年ぶりに改正されて、その目玉として「食料安全保障の確保に資する食育の推進」が目的に追加されました。また、食料の合理的な価格形成についての国民の理解の醸成ということも新たに盛り込まれ、総

則に盛り込まれています。基本的施策としても、消費者の農林漁業体験活動、学校における農林漁業教育の充実、あるいは民間企業をも巻き込んだ大人の食育の推進などが追加されるとともに、特に大事なのが地方公共団体における部局間連携の強化も盛り込まれています。こうした法改正の趣旨を踏まえた食育施策の充実が、さきほどの理解醸成というところにもつながると考えております。

「(3) 環境と調和の取れた農林水産業の推進」について、この柱は先ほど言った条例の基本理念の第3号「環境地域政策」に該当するものと捉えています。つまり、産業政策には含まれない「農山漁村の有する多面的機能」に関する施策を網羅するものと位置づけるといいと考えております。この観点から、柱の名称を「環境と調和の取れた農林水産業の推進と農山漁村の振興」ということを追加されると良いのではないかなと考えました。また、この柱の中には「学校給食での県産食材の利用拡大」というのが含まれていますけれども、これは消費拡大の国内の戦略に近いので、(2)の柱の方が適当ではないかと考えます。

あと、項目としては「農林水産業の環境負荷の低減」というのがあって、その一環としてワンヘルス関連施策が位置づけられるのかなと理解しております。ワンヘルス、とりわけ「ワンヘルス認証制度」は「地産地消推進施策」と捉えられがちですけれども、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一体的に守るというワンヘルス本来の理念に立ち返ると、産業政策ではなく環境地域政策として位置づけるのが妥当と考えております。

最後のコメントですけれども、先ほど「農山漁村の振興」と言いましたけれども、農山漁村地域における農林水産業の本業以外での所得雇用の機会の拡大も、引き続き重要な課題だと考えております。農泊、フードツーリズム、関係人口の拡大、半農半Xの多様なライフスタイル。色んなキーワードがありますけれども、地域資源活用型の価値創造といった項目が入って、さらに充実されることを期待しております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。かなり全般にわたるご意見、コメントでございましたが、事務局の方から何かございますか。ご意見だったと思います。

(農林水産政策課長)

色々ご意見ありがとうございます。今回のポイントは、やはり担い手が減っていく中で、どうやって効率的で付加価値のある農林水産業を展開するかというところでございます。委員がおっしゃった通り、そこには「人材」というキーワードが必ず出てくるものと思っております。また、併せて輸出というところだけでなく、インバウンドという視点での消費促進が重要というところも、改めて我々も強く認識しているところでございます。

私は昨年度までは輸出促進課長をしております、イギリスの方で八女茶のプロモーションを実施したところでございますが、現場に行った時に、やはりお茶を扱ってある茶商さんは、実際に日本を旅行して、お茶の良さが分かって戻ってきて「こちらでも日本茶が飲み

たい」というお問い合わせがあっているというお話も聞いております。実際にインバウンドで消費をしていただくことによって、お茶の生産者の皆さんも海外のマーケットを意識していただくという機会となりますので、こうしたインバウンドも視野に入れた対応というのも非常に大事だと思っております。

そして最初の方の資料でデータをお示しした通りではございますが、やはり中東情勢を含めて色んな資材価格がずっと高止まりをする中、なかなかそれに合わせた農産物の価格になっていない。このため、消費者の視点と生産者の視点の両方の観点から、適正価格の形成にアプローチしてまいりたいと思っております。

また、生産と消費だけではなく、やはりそこを支える生産基盤、インフラ基盤、それが実は環境と調和が取れたという視点で、色んな環境地域政策というのを進めていかなければならないと、我々も実感しているところでございます。

ワンヘルスに関しましても、昨今色んな報道があることは事実でございますが、他方でやはり環境負荷を低減させる、あるいは「動物保健衛生所」という話題もございます。また、自然環境の色んな変化の中で、昨今ではSFTS（重症熱性血小板減少症候群）などの色んなウイルスが野生動物を経由してどうやって人間に、あるいはその家畜を含めた動物に移っていくのか。これをしっかり調べていくということは、実は今までやったことがないことです。ですので、取り組んでいく意義があるのではないかなと思っております。

1個1個の課題に関して、しっかり私どもとしましては、このように受け止めながら、次の計画に反映させていきたいと思っております。

（会長）

はい、ありがとうございました。それでは、他にご質問、ご意見をお願いします。

（委員）

3点ございます。まず1つ目ですが、沿岸漁業では漁場環境の変化や燃油をはじめとした漁業資材の高騰、漁業の担い手確保などの課題に直面しております。昨年度は広島県でカキのへい死があり、その原因について高水温も要因に挙げられております。高水温につきましては、福岡の海でも見られております。今後、漁業生産への影響が心配されております。また、藻場の減少も課題となっております。私どもの県漁連では、県などとともに「福岡県ブルーカーボン推進協議会」に参画して、藻場保全の取組を進めておりますが、継続して行うことが重要と考えております。海の環境が大きく変化する中、沿岸漁業全体の生産につながる対策をぜひとも講じていただきたいと思います。と存じます。

次に、中東情勢の悪化を受けて、沿岸漁業者の経営は非常に厳しい状況に置かれております。燃油については国がセーフティネット制度等の対策を講じていただいておりますが、県においては将来にわたって足腰の強い経営体育成のために、操業の効率化、省力化につながるスマート漁業を是非とも推進していただきたいと思います。

最後になりますが、担い手の確保も重要と考えております。昨年、水産高校生の人材育成を目的に、県漁連や県などが参画して「みらうみプロジェクト」を立ち上げております。このプロジェクトを活用するなど、若い方たちの漁業への就業につながる取組をぜひとも進めていただきたいと思います。以上、3点につきまして何卒よろしくお願い申し上げます。

(水産振興課長)

委員からご指摘いただきました通り、沿岸漁業では漁場環境の変化など多くの課題を抱えている状況でございます。いずれの課題も継続した取組が重要であると考えております。

まず、生産の安定対策につきましては、魚礁の設置や覆砂などの漁場づくり、それから資源管理、種苗放流などの資源づくりといった取組を、次期計画でもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。特に藻場の保全については、県漁連さんにもご参画いただいている「福岡県ブルーカーボン推進協議会」を推進母体として、引き続き藻場の保全に取り組んでまいります。

燃油高騰対策ですが、県としましては海況予測情報の提供といったスマート漁業を推進しておりますが、今後もそうした推進を継続し、操業の効率化を支援してまいりたいと考えております。

最後に担い手の確保につきまして、従前から水産高校に赴き、県漁連さんとも連携して漁業ガイダンスに取り組んできたところでございます。このガイダンスを行って以降、水産高校生の沿岸漁業への就業は増加しているところでございます。委員からご提案があった「みらうみプロジェクト」の枠組みも活用しながら、水産高校生の就業を今後とも促進しますとともに、就業フェアへの参加など、若い方の沿岸漁業への就業にも次期計画の中でもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

今後検討が必要な視点として3つ挙げられている中で、一番上に「構造転換」という言葉があるのですが、このキーワードに関していくつか具体例が提示されています。これまでも構造転換という言葉で色んな取組をされてきたと思うのですが、今回のこの具体例については、これまでを踏襲するのか、あるいは次の基本計画の期間で新しく何かに取り組むものなのか。構造転換のポイントみたいなのがよく分からなかった。

データを見せさせていただきますと、令和2年度から令和7年度の間、生産力や収益力がそれほど落ちているわけではないですし、これまでの取組のところで「県農林水産業の競争力は概ね維持」とも書かれています。データが示されている資料3ページには、「人口減少や高齢化に伴う担い手の減少により、生産基盤が脆弱化」とあります。経営体数は減っています

が、これも大型化とか集約化の成果なのかとか、あと高齢化率もそんなには増えておらず横ばいということがデータから読み取れます。今までも色々な努力をされてきて、こういう成果があつて、今回、次の5年に向けた何か新しいポイントや、どこに一番課題があつてというところがちょっとよく分からなかったなので、改めてポイントとなることを教えていただけますか。

（農林水産政策課長）

構造転換の具体的な内容でございますが、担い手の減少に見られます通り、明らかにもうこれから農林水産業に従事していただける方というのは減っていくということが分かっている中で、農地の集積・集約、大規模化というところが1つのポイントであると同時に、そこで企業を含めた色々なタイプの担い手が出てくる、その共同利用施設の整備や組合の合併など、経営基盤の再編というところがまず1つのポイントになります。

併せて、AIやスマート機械の導入というDXの推進を進めておりますが、それとセットになって、既存の生産プロセスを効率的かつ収益性の高い生産体系へ抜本的に転換することを「構造転換」という形で表現させていただいております。

（委員）

スマート技術を活かして、さらに強化、もっと生産力を上げていく。現状ではまだまだダメだという理解でいいでしょうか。

（農林水産政策課長）

これまでも、様々な生産性の効率化というところで、色々な機械の導入支援やり・スキリング的な側面から農業大学校等で技術研修を行ってまいりました。また、普及指導センターの方で、きめ細かな技術指導というサポートもさせていただいております。さらに、新技術を使って、より少ない人員での農業、また、やはり「美味しいものを作る」ということはすごく大事なことでございますので、そういう品種の開発も含めて、新しい技術を使いながらさらに生産効率を向上させ、付加価値も上げていくということでございます。

（水田農業振興課長）

補足させていただきます。この農林水産業の構造転換、特に土地利用型の米・麦・大豆につきましては、やはり担い手の減少ということで、令和7年の3月までに各市町村で、10年後の農地の担い手を明確化する目標地図を描くという地域計画を策定していただいているところです。福岡県におきましても、10年後の将来の農地の担い手が位置づけられていない農地の割合が、県内で3割ほどあります。そういったところにつきまして、やはり持続的に農業生産を続けていくためには、この担い手の確保は重要になってきますし、基幹的農業者数の減少ということで、1農業経営体あたりの経営面積を拡大することで農地を維持す

ること、これも1つの手法として、農地の集約化、大区画化で作業能率の効率化、合わせてスマート農業機械の導入によって生産性を高める。こういったところを1つの農業構造の転換という形で捉えて、しっかり取り組んでいくと考えているところでございます。

(林業振興課長)

林業で補足させていただきます。資料1の3ページにあります通り、経営体は減少している状況でございますが、この経営体というのが、センサスで3ヘクタール以上の森林を所有していて、過去5年間に自分で伐採とか下草刈りをしたという定義になっておりまして、これは激減している状況でございます。

一方で、森林組合等の法人に作業・経営を委託するということに取り組んでおります。それが現在、本県の人工林面積は概ね12万ヘクタールございますが、4万ヘクタールぐらいまで経営の委託を進めておりまして、そこで効率的に森林・林業活動をするということをしております。残りについては、委員ご存知の通り、森林経営管理制度に基づき、作業に関するアンケートをとっており、このアンケートの中で、いわゆる所有者が不明な森林の洗い出しを行うなど、この森林経営管理制度をスムーズに進めていくことが今後の課題となってくるのかなと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

森林組合の代表として参加させていただいております。委員のご意見と重複しますが、情勢の変化のところで林業振興課長からのご説明があったとおり、経営体の数が減少しているけれども、それに代わる集約化とか、路網整備とか、そういったことでカバーをして、木材の生産量自体は増加傾向にあるということで認識をしております。そういった中で人材の確保育成が非常に重要だと思っておりますが、資料中の「今後検討が必要な視点」の中に、人材という大項目が見当たらないことに違和感があるのですが、どうでしょうか。

(林業振興課長)

ご意見ありがとうございます。資料1の3ページ中央にあるように、経営体が少なくなっておりますけれども、就業者数というのは、この10年、20年、概ね県内900名程度で推移しております。もちろん新規就業者を確保する取組というのでも進めておりまして、県内での就業相談会のほか、東京大阪での移住定住の相談会ではお仕事の面の相談もございますので、そういったところでのブース出展と県内の相談会、またちょっと興味がある方に対しては、現場見学会等を開催させていただいております。

就職後はですね、当初3年間ぐらいはOJTということで、現場の仕事をしながらの研修

ということで支援をさせていただいているところでございます。今後もしっかりと、新規就業者の確保、また、人材の育成を含めて取り組んでまいりたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

今後検討が必要な視点の「構造転換」についてご説明をいただきたいです。集約化と大規模化を推進されるということですが、昨年の倒産の数は過去最高だったというふうに聞きました。これは施設園芸が多かったと思うんですが、投資しても結局、生産物を上げることができなくて倒産したと書いてありました。

その投資を考えますと、私どものような零細企業、3,000万円以下の売上の生産農家への投資というのは考えられないのでしょうか。例えば、そういう零細企業に投資をされて、それを大規模化するということはならないのかなというふうに思っています。現場の私どもから言いますと、結局は規模拡大するにしても、要件に達してないので、補助関係はまったく受けられず、あとはもう生産をやめて廃業するしかないよね、という話になってしまうんですよね。また、私どものような零細農家には補助とかがないものですから、子どもに対して利益の出ないような農業を続けなさいと言うことができないという話が出ています。それでも国が大規模化を言われるのだったら、県もそれをされるということでしょうか。

(園芸振興課長)

施設園芸の売上につきましては、今1,000万円から3,000万円というところが、大体ベシックなところかなと思います。県といたしましては、こういう農家の方に対しまして、高収益事業、いわゆる一般的な補助事業もございます。

さらにですね、3,000万円の農家さんを5,000万円とか1億円に増やしていくというような、新しい施策を昨年度から実施しております。いわゆる補助事業、施設の整備だけではなくて、経営の知識を得ていただくための研修会も一緒に開催しておりまして、それで経営知識を得ながら規模拡大をしていくという場のご提案というのをしているところでございます。こういう事業もございますので、活用していただきながら、いわゆる大規模化の一手前というか、少しずつランクアップをしていくということも県としては施策を準備しておりますので、ご活用いただければと思っております。

(委員)

高収益事業は3軒以上集まらないと補助を受けられないですよ。

(園芸振興課長)

認定農業者であれば、単独でもできる状況にはなっております。

(委員)

そのお話はよく聞くんですが、結局難しいんですよね。3軒集まってというのがあって、なかなか地域では、もう辞めていかれる方の方が多いんで、そういうのをまとめようとする、やっぱり町内外、地域が変わったりとかするんで、難しいよねという話をよくしています。

(園芸振興課長)

繰り返しになりますが、認定農業者お一人でも、補助率がどうしても下がってしまうというところはあるんですが、単独でもできる状況にはなっております。あとは、なかなかグループができないというところは、地域によっては農協が事業実施主体となって、例えば施設の導入支援をするとか、導入を一緒にやっていきましょうというような事例もございますので、一人ではなかなかできないなというような状況がございましたら、市町村や農林事務所の方にもご相談をしていただけると、こうやったらできるんじゃないかというような提案ができるんじゃないかなと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

先ほどの、仕事しながら林業の研修ができるということについて、自伐林家育成研修のことだと思うんですが。定員9名に対して、大体3倍ぐらいの応募があるらしいんですけど、担い手ということを考えるともう少し枠を広げていただくことができないのかなということと、あと、農業大学校だけでなく「林業大学校」というのはどうなのかなということをお尋ねします。

(林業振興課長)

自伐林家の研修については、やはり林業というのが作業をする時に大きな木を扱うものですから、危険な場面もたくさんございますので、自伐林家育成研修は基本的に少人数で人数を絞って、研修をしっかりとさせていただいている状況で、現状9名というのがしっかりした研修をするための最大の受け入れ人数と考えております。ただ、定員増のご要望が多いのは承知しておりますので、今後検討させていただければと思います。

それから林業大学校のお話でしたが、林業大学校は全国で28校、九州では南九州を中心に4県にございます。一方で、定員の確保がなかなか難しいというお話も各県から聞いておりまして、今のところ本県としましては、先ほど申し上げました相談会や現地見学

会とともに、就業されてからの研修をしっかり支援していくことで、新規就業者への確保と育成を進めてまいりたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。他にございますでしょうか。

(委員)

有明海では近年、令和4年から4年連続で良質なノリが採れにくい厳しい状況が続いています。この4年間に共通して見られた大きな要因の1つが、植物プランクトンの増殖による栄養塩不足です。

有明海区研究連合会では、この課題への対策として、植物プランクトンを食べる二枚貝の増殖が重要であると考えています。そのため、若手生産者を中心に、アサリの採苗器の設置や稚貝の移植、カキ礁づくりなど、資源回復に向けた取組を進めていますが、なかなか今二枚貝が育たない状況が続いています。

そこで、覆砂事業などを行っていただいていると思いますが、併せて、試験場に加えて大学の先生など、研究機関の連携を強化してほしいと思います。潮流の変化や河川の流量の変化など、有明海の現状は刻々と変わっていますので、既存の情報だけでは新しいアイデアが出てこないのではないかと危惧しています。

そこで、覆砂事業などを行っていただいていると思いますが、併せて、県の試験場に加えて大学の先生などによる研究機関を設置してほしいと思います。潮流の変化や河川の流量の変化など、有明海の現状は刻々と変わっていますので、既存の情報だけでは新しいアイデアが出てこないのではないかと危惧しています。

また、この4年間の経験を踏まえ、良質な種網の確保やノリのカモ被害対策も現在は重要となっています。次期計画においては、こうした現場の取組をさらに発展させ、ノリ生産の安定につながる具体的な施策を盛り込んでいただき、有明海の再生と持続可能なノリ養殖の実現をしていきたいと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございました。ご意見ということでよろしいですかね。

(漁業管理課長)

ご意見ありがとうございます。委員ご指摘の通り、4年間を振り返りますと、植物プランクトンの増殖による栄養塩不足でノリの生産が不安定という現状がございます。

私どもも、植物プランクトン対策につきましては、二枚貝を増殖することが極めて重要と考えております。このため、覆砂による底質改善や、先ほどおっしゃられたアサリの採苗器

の設置などの取組を福岡有明海漁連と連携しながら進めているところです。昨年度から国の加速化対策交付金も活用し、さらに加速させていく考えです。

また、良質な種網の確保の試験も行っていくとともに、漁場の有効利用についても、今、浅場の漁場が空いていますが、そこは岸に近く、カモの被害があるという問題もありますので、そうしたカモ対策も合わせて力を入れていくところでございます。

研究機関のお話が出ましたが、以前からご要望はあったかと思います。国の方も有明海の専門部署がございますし、新たに作るというよりは、佐賀県、熊本県、長崎県、福岡県の有明海沿岸4県の連携を強めて、今までのやり方における課題も検討しながら、国も含めて連携してやっていきたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。他にございますか。

(委員)

担い手不足への対応や、福岡の強みを活かしたブランド力の向上、輸出の拡大、収益力の向上といった方向性については賛成です。

農林水産業を魅力あるものにするためには、生産者の所得向上は非常に重要だと考えます。一方で、消費者・販売者の立場から申し上げますと、物価高騰が長期化する中で、県民の食を支えるという視点も次期計画の中で重視していただきたいと思っています。

県内で生産された農林水産物が県民に選ばれ、日常的に利用されることは、生産者の経営安定化にもつながっていくと思います。輸出やブランド化も非常に重要ですが、県民が手に取りやすく、継続的に消費できる環境づくり、いわゆる地産地消や食育、県産品を利用する機会の創出などを、県民の暮らしを支える農林水産業という視点で盛り込んでいただければと考えます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(食の安全・地産地消課長)

ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃる通り、県内で採れる農林水産物を県内で消費していくことは、県民の食を支える上でも、また生産者の経営を支える上でも重要な取組であると考えております。

県といたしましては、県民運動として地産地消を軸とした応援ファミリーや応援の店といった取組の拡大を図っておりますし、直売所などの支援も実施しております。

加えまして、学校給食においても地場産・県産品の活用を拡大していく方向で支援を行っております。これについては「今後検討が必要な視点」にも記載しておりますので、これか

らどのような具体策ができるのか、これまでの取組をしっかりと検証し、次のステップに向けて取り組んでいけるよう、検討してまいりたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

他の委員のお話と少し重なる部分があるかと思いますが、第5次食育推進基本計画が策定された中で、学校の中での食育も重要視されるということが盛り込まれました。

その中で、生産者さんとの関わり合いというところも十分に入ってきているので、今まで以上に学校では、そうした取組が増えていくのではないかと考えております。そうしたところで少しずつでも、子どもたちが小さい頃から第一次産業のところに理解を示したり興味を持ったりするという点では、長期的な目で見ると担い手不足というところに少し寄与できることもあるのではないかと考えています。

また、今後検討が必要な視点の(3)の「学校給食での県産食材の利用拡大」というところについては、先ほど食の安全・地産地消課のほうからもお話がありましたが、今年度はその一環で「博多和牛」と「有明のり」の無償提供をしていただきます。これを聞いた子どもたちはとても喜んでいました。今、色んなものが値上がりしているので、私たち自身もそれを使って子どもが喜ぶ食事を出せるというのは、とてもありがたいことだと思っています。

ただ、それが1回きりで終わってしまうと、継続した子どもたちの意識というのは難しいのかなと思っています。学校給食では、令和8年度から小学校について、学校給食の根本的な負担軽減が始まっています。文部科学省では、足りない時は保護者から徴収するというようなことになっていますが、実際の現状で保護者に「出してください」というのはとても少なく、多くの自治体が補正予算を組んだりして補填しています。このお金がこれからどうなっていくかによって、使う側として制限がかかれば、安いもので作らざるを得ないという状況が出てきて、使いたくても使えないという状況が生まれるかもしれません。

また、学校給食で使う時、どうしても直売所さんとかとのやり取りの中で、大規模で作っている方と小規模で作っている方のバランスもあります。「もう作っている人がいない」というお話もされたりします。去年使えたものが今年は使えないという状況も確かにあるので、委員が言われたみたいに、できればそうした「小規模」という言い方は不適切かもしれませんが、大規模以外のところでも支援していただけると、近くの畑で作っているものを、子どもたちが食べられるという状況を守り、継続させていくことにもつながるのかなと思いますので、そういった視点も少し入れていただけると嬉しいなと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(食の安全・地産地消課長)

ご意見ありがとうございます。第5次食育推進基本計画が改正されまして、食育白書も公表されています。先ほど委員がおっしゃったように、大人の食育も含めてですが、やはり家庭と生産現場の距離が離れているということで、子どもたちが生産現場の実態を知らないというところが数字でも浮き彫りにされている状況がございます。

そうした状況も踏まえまして、今年度、県といたしましては、博多和牛と福岡有明のりをそれぞれ1回ずつ支援をさせていただくことにしています。美味しく食べていただくのはもちろんですが、生産者の方の苦労や努力、思いをしっかりと伝えるような食育活動とセットで喫食してもらうという取組としています。その中でのポイントとしては、農林水産業の現場に関心を持ってもらって、将来的には生産者になろうという子どもたちも出てきてほしいという思いも込めて取り組んでいるところです。

また、家庭の負担軽減のための給食費の助成については足りていないという声が聞かれています。学校給食法の改正はされていませんので、不足分は保護者が負担するという制度設計になっておりますが、実情としては市町村が多く負担している状況です。そこに対応するようなところで、今年度からモデル市町村を募って、地場産・県産品を積極的に利用できるような仕組みづくりに取り組む事業を始めております。現在、取り組む意向のある市町村とは個別に協議をさせていただいています。その事業の中で、市町村内の近くで作っている小規模な生産者や学校給食に納入している生産者であれば、その取組を継続・拡大していただければ、アタッチメント、草刈機、加工機械などの導入を支援するメニューを準備しております。まずはモデル的な優良事例を県内に落とし込んで、そこから波及効果で県域全体に、地場産・県産品を上手に学校給食に使っていくことができる仕組みづくりを広げていければと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

林業の川下である私たちの立場から意見を述べさせていただきます。

昨今、中東情勢による「ナフサショック」というところで、非常に物が入ってきづらい。そうした中で、床材や合板が入ってきづらい、なおかつ値段が上がっているという状況がありまして、最近は少し落ち着いてきたかなとは思いますが、よく考えたらナフサに頼りすぎていたのではないかという考えに至りました。

例えば、今後検討が必要な視点の(2)で「CLTの利用拡大」というふうにあります、CLTという物ではなく、「木材の加工材の利用拡大」という観点に立って、床材を、合板を使わずに木材で作る、壁材をスギの板で作る。押し入れの壁なんかは非常に有効ですし、そうした使い道をしていくことも必要ではないかと思っています。消費の拡大というところ

ろでCLTが出ていますが、CLTに限らず、もっと幅広く木材加工材を使っていければどうかと考えております。

(林業振興課長)

ご意見ありがとうございます。確かに中東情勢もありますが、平成20年過ぎ頃に原油価格が上がった際、重油を木質チップに変えませんかということで、県内の温浴施設等に転換を図ることを進めたことがございます。製材所の乾燥についても、重油ではなく木質チップを使いませんかということで進めてきました。

現在、戦後植林されました人工林には、たくさん使える木がありますので、原木生産に力を入れており、10年前の2倍の量を今、生産している状況でございます。こうしたことを背景に、現在、県では「福岡県木材需要拡大推進本部」ということで、各部の次長に委員になっていただき、公共建物等の木材需要を高めていこう、それを民間の方にも波及させていこうという取組を進めております。CLTというのは近年出てきましたので、高層ビルにも使えるというところでここに書いておりますが、CLTも含めまして木材全体の需要拡大ということで頑張っていきたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。他にありませんか。

(委員)

特に意見というわけではないのですが、課題の捉え方とか含めたところで、こうしかないんだろうなと考えています。

地政学的な問題を別にして、それぞれの課題を突き詰めていくと、大きくは2つ。「気候変動への対応」と、最初に農林水産政策課長の説明にもありました「人口減少への対応」をどうしていくかだと思います。人口減少が分かっているのに生産拡大をしていくのかというところも当然ありますし、そこでのスケールメリットをどう出すか。これは5年単位の話ではなく、10年、20年先を見据えたところで、そのために今何をしていくかという考え方が必要なのかなと。

今年4月に施行された「食料システム法」について、農林水産省の方と話す機会がありましたが、この法律を作ったきっかけは「人口減少にどう対応するか」だとはっきりおっしゃっていました。ただ、それに応じて価格転嫁ばかりでいいのかという自問自答が内部でもあるようです。価格転嫁がいいのか、生産能力を上げて生産コストを抑える方向に行くのか。品目や需要時期、各生産現場によっても事情が異なりますので、構造転換を含めて非常に難しいところですが、次の10年、20年のための「この5年間」という視点があってもいいのかなと感じました。課題についてはこうなるのかな、あとは、良い表現、言葉のチョイスをどうしていくのかくらいで、特に問題はないと感じました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

農業している女性がいます。高齢化で人材が減る中で、これからはもっと女性が農業をしていけると思っています。ただ、女性が農業をする上で困ったことがたくさんあります。

まずはトイレや休憩所の問題です。汗をかいて男性と一緒に休憩所だと、どうしても気まずいところがあったりします。そうした支援策はあるとは思いますが、現場にまでなかなか降りてこず、困っています。

今年、厚生労働省から女性を支援する補助金が出ていましたが、募集期間が非常に短く、申し込めなかったという声もありました。支援がしっかり末端まで届くようにしてほしいという願いです。

また、女性農村アドバイザーの中に個人でお米を作られている女性がいますが、一般の働く女性向けに「お米を作りたい人」を募集し、仕事の合間に田んぼの管理からトラクターの運転、田植えといった作業を教え、自分たちで作ったお米を食べるという活動をしています。去年1年で終わる予定でしたが、是非今年も続けて欲しいとの声を受け、去年からの参加者に加え、新しい参加者も増えているようです。

その女性が言っていたのが、新規就農者に対する国や県の支援はありますが、土地も機械も人脈もない状態で新規就農された方はなかなか続かない。私も「頑張ったけれど4、5年で無理だった」と辞めていく方を何人も見てきました。もちろん、法人化の支援もすべきですが、個人や中小規模で頑張っているところへの細やかな支援もぜひ検討していただきたいです。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(経営技術支援課長)

アドバイザーのお立場からのご意見ありがとうございます。特に女性の農業活動における支援については、今年度も新たな品目に取り組まれる際などの助成を行っております。先ほどございました労働環境に関して、トイレや休憩所等の整備に関する部分についても、活用できる事業の情報提供などをしっかり行っていきたいと考えております。

(後継人材育成室長)

新規就農者の支援について補足いたします。女性男性に限った話ではありませんが、現在は「就農準備段階」の3年間、年間150万円だったものが165万円に増額され、「就農準備段階」から「経営開始段階」のトータル5年間の支援がございます。

こういった支援と合わせて、普及指導センターと伴走支援をしながら、担い手になっていただくという部分は、一番力をいれていく必要があると思っています。

全体として「基幹的農業従事者」は減っていますが、一方で「認定農業者」の数は５年前とほぼ変わらず、さらに「農業法人」はむしろ１割以上増えているという状況もございます。今後は、企業的な経営体を育てていくとともに、その中で雇用をしっかりと生み出し、いつか雇用された方が独立・就農できるようなシステムを作っていく必要があると思っています。そういった循環で人材が育成できる仕組みを作っていければと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

内容の本質的なことではないのですが、次期計画を出版・公開される際、デザイン面についても考慮いただければと思います。

現在の資料は文章と図が分かれています。一般の県民や若い人が閲覧した時に、一目で見て内容がわかるような「概要版（ポンチ絵）」の充実をお願いしたいです。国の白書などでも本体とは別に概要版は非常に見やすくデザインされています。本体の中身についてわかりやすくブラッシュアップするのか、あるいはホームページ版では、若い人がパッと見てわかるように工夫をするなどしていただきたい。もう少し、デザイン的に改良の余地があるのかなと感じました。

(会長)

ありがとうございます。ぜひご検討いただきたいと思います。

私から全体を通してですが、本日は「今後検討が必要な視点」を中心にご意見、ご議論をいただきました。

特に「人材育成」の重要性については、多くの委員からご指摘がありました。多様な人材を育成・確保するということを必ずしも農林水産業の中での経営体として参画するだけでなく、色んな参画の道があるだろうと、異業種につきながら連携をするという道もあるのではないかと思います。多様なパスをシャットアウトすることなく確保しておくということをやっておくと第一次産業、農林水産業に関心を持ってらっしゃる方が入りやすくなるのではないかと思います。

それから、人材育成というところも含めて、「今後検討が必要な視点」の一番目にある「構造転換で生産力と収益力を強化」であるとか「マーケティングで販売・消費強化」というところ、重要な方向性というものが出ているのではないかと思います。それに際して最後に「環境と調和のとれた農林水産業を推進」というのは、これら３つを遂行するためのインフラ的な前提条件・必須要件であるという私は考えおります。環境と調和をしないような農林

水産業はこれから受け入れられないのではないかと考えておりますので、そういった位置づけがベースにあって、この３つの柱が動いていくということが読み取ればという風に考えます。ぜひご検討いただければと思います。以上でございます。

<中略>

(会長)

それでは、資料１については、ご質問・ご意見はないようですので、その他として、基本計画以外のご質問・ご意見ありますでしょうか。

<各委員から質問・意見なし>

(会長)

ないようですので、私の方から１つご提案させていただきたいと思います。

事務局から冒頭の説明で、今後の進め方のお話がありました。次回の第２回審議会が１０月頃に予定されていますが、そこでは柱立てから中項目・小項目を一括して、計画案として示されるというご予定のようでしたが、今日のご意見がどう反映されるのかを私どもが確認する時間的な余裕がないという感じもいたしました。その点少し不安に思われている方もいるのではないかと思います。

そこで事務局にお願いですが、柱立てが完了した段階で、その内容を一度、私ども委員に書面で共有いただきまして、必要に応じて意見を聴取するプロセスを設けてはいかかがかと考えておりますが、この点委員の皆様、いかがでしょうか。

<各委員は賛成>

(会長)

事務局には調整をお願いいたします。それでは以上をもちまして本日の議事を終了いたします。事務局に進行をお返しいたします。

(企画監)

会長、委員の皆様、ありがとうございました。会長からのご提案につきましても、調整を承りたいと存じます。

本日は、長時間の間、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。いただいたご意見は、次期基本計画の策定にしっかりと活かしてまいります。

それでは、これをもちまして、令和８年度の１回目の福岡県農林水産業振興審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。